

日吉台一丁目自治会
あり方検討部会
報告書

平成27年2月

I 日吉台一丁目自治会あり方検討部会とは

自治会設立後30余年を経過した本自治会は、会員の高齢化や役員業務の負担などの理由により退会者がこの数年出るなど、今後の自治会運営に影響が考えられる状況となっています。全国の多くの自治会・町内会と同様に役員の担い手不足、加入者の減少等の問題に直面しており、このまま看過すれば地域自治は崩壊し、地域の活力低下に歯止めがかからない状況に陥る懸念があります。

さて、自治会の存在意義とは何でしょうか。自治会は任意団体ではありますが、実態は地域における行政の補助的な役割を担っています。その役割・機能は、住民の親睦をベースに①行政との連絡調整、②防犯・防災、③環境・美化、④保健・福祉など多岐にわたっています。これらのことが自治会において行われ、その地域の「安全・安心な街」、「住んで快適な街」、「健やかに暮せる街」などの街づくりに貢献することになります。

特に大規模災害が発生した時には、消防・警察・自衛隊・役所などの公助による救助は、それらの機関自体も被災し、更に道路等の損傷や障害物などにより辿り着くことが出来ないため、近隣の人達（共助）の助けが必要です。共助の担い手としての自治会の存在が不可欠なのです。

また、これからの超高齢社会の中で、高齢者世帯や一人暮らしの高齢者、認知症の方などの見守りも共助、つまり民生委員と協力する自治会の活動無くしては困難です。ここに自治会の存在意義があるのです。

これらのことを実現するには、この地域に居住する全世帯が自治会に加入し、地域の構成員として、メリットを求めるだけでなく街づくりに応益の負担をして頂くことが肝要だと考えます。

しかしながら、前段で触れたように当自治会は任意加入であり、役員の担い手不足、加入者の減少、自治会活動を支援する体制の未成熟などの多くの問題を抱えており、前述したような自治会の存在意義を十分に果たしているとはいえません。

この様な中、自治会を取り巻く状況を検討し課題の整理を行い、解決の方向性を検討するために専門部会として、平成26年度自治会定期総会で承認され「日吉台一丁目自治会あり方検討部会(以降、あり方検討部会という)」が立ち上げられ、平成26年4月から平成27年2月まで計13回のあり方検討部会を開催し検討してきたものです。

II 住民意識調査の実施

あり方検討部会では、まず日吉台1丁目に居住する方（非自治会員含む）の意識調査を行い居住者の意識を把握することが重要であるとのことから、別紙資料1「日吉台一丁目自治会の今後のあり方を検討する為の意識調査のお願い」を平成26年6月に実施しました。

その結果については、別紙資料2「意識調査回答集計表」、別紙資料3「意識調査記載欄集計」として、平成26年8月27日に自治会長あてに報告しました。

III 意識調査及びあり方検討部会の中で見えてきた課題

住民意識調査の結果及びあり方検討部会の議論の中で以下のような課題が挙げられました。

1 役員の負担軽減

- ① 役員任期が1年のため業務のノウハウがなく、前例踏襲となり課題解決や効率的な改善が出来ない。
- ② 役員の手足となる実行部隊がないため、役員が全てを行うこととなる。
- ③ 役員間の業務量の差がある。
- ④ 役員免除の規定整備
- ⑤ 役員の公募制（自薦・他薦）

2 組会の強化・活性化

- ① 合同組会以外に組会が開けていない。
- ② 組会開催のノウハウがない。
- ③ 組会を実施する会場がない。

3 自主防災組織の設立

- ① いつ起こるか分からない大規模災害時の共助体制がない。
- ② 日吉台小学校区防災連合会はあるが、発生直後の初動対応（安否確認、救出・救護、初期消火（延焼防止）、災害時要援護者の支援）が出来ない。
- ③ 災害時要援護者の把握

4 その他

- ① 高齢者などの福祉対策
- ② 繰越金の扱い
- ③ 広報活動の充実
- ④ 非自治会員への加入促進

IV 課題解決の方向性と提案

役員の負担軽減及び組会の強化・活性化については、別紙資料4「課題検討票」の解決案及び別紙資料5「部会体制イメージ」、別紙資料6「自治会組織図イメージ」のとおり提案いたします。なお、解決の方向性（役員の選出及び免除を組会に統一）の解決案は十分な検討が出来ませんでしたので、参考と考えてください。

解決案に沿って、会則を改正する場合の改正箇所及び理由は、別紙資料7「日吉台1丁目自治会会則及び細則改正理由」、改正条文は別紙資料8「日吉台1丁目自治会会則（改正版）」と参考までに「解決の方向性（役員の選出及び免除を組会に統一）の解決案」での別紙資料9「日吉台1丁目自治会細則（改正案）」も添付します。

次に、自主防災組織の設立については、過去の大震災の教訓ともいえる共助が大切な命を守る上で重要であることです。昨年発生した長野県北部地震では、白馬村の一部に全壊家屋等が集中していましたが、地域における普段からの訓練などを生かし救助活動にあたり、大きな被害にもかかわらず一人の犠牲者も出さなかったことは奇跡であるとまで言われています。いつ起こるか分からない大規模災害に隣近所が力を合

わけて共助していくことの必要性は明確ではないでしょうか。あり方検討部会では、別紙資料10「日吉台1丁目自治会自主防災組織の考え方」を提案いたします。この考え方に沿った会則改正案は、別紙資料6のとおりです。現在、「日吉台1丁目自治会自主防災組織設立準備委員会」が立ち上げられましたので、1日も早く設立されることを望みます。

その他の課題については、まだまだ数多くあると考えられますが、11か月間の中では議論出来ませんでした。今後逐次検討していただきたいと考えます。

V あり方検討部会メンバー

	氏名	備考
部会長	町田 弘	会長経験者
副部会長	村松 彰	会計経験者
	伊藤 宣一	会長等経験者
	伊藤 信忠	役員経験者
	瀬谷 珠美	役員経験者
	高遠 英夫	役員経験者
	渡辺 伸行	役員経験者
	正井 治夫	現会長
	矢島 純夫	現役員 6月から参加
	有賀 孝明	現副会長 6月から参加
	横地 一美	現副会長 9月から参加
	石橋 猛朗	現役員 9月から参加

(順不同)

VI 別紙資料

- 1 「日吉台一丁目自治会の今後のあり方を検討する為の意識調査のお願い」
- 2 「自治会のあり方意識調査回答集計表」
- 3 「意識調査記載欄集計」
- 4 「日吉台1丁目自治会課題検討票」
- 5 「常設部会体制イメージ」
- 6 「自治会組織図イメージ」
- 7 「日吉台1丁目自治会会則及び細則改正理由」
- 8 「日吉台1丁目自治会会則（改正版）」
- 9 「日吉台1丁目自治会細則（改正案）参考」
- 10 「日吉台1丁目自治会自主防災組織の考え方」

平成 26 年 6 月吉日

日吉台一丁目地区居住の皆様へ

日吉台一丁目自治会の今後のあり方を検討する為の意識調査のお願い

- ・日吉台一丁目区区长
日吉台一丁目自治会会長 正井 治夫
- ・日吉台一丁目自治会あり方検討部会

日頃、日吉台一丁目地区の街づくりに何かとご尽力頂き有難うございます。

当日吉台一丁目自治会も設立後 30 余年を経過しようとしています。全国の多くの自治会・町内会と同様、役員の担い手不足、加入者の減少等の問題に直面しており、このまま看過すれば地域の更なる活力低下に歯止めがかからない状況に陥る懸念があります。

さて、自治会の存在意義とは何でしょうか。自治会は任意団体ではありますが、実態は地域における行政の補助的な役割を担っています。その役割・機能は、住民の親睦をベースに①行政との連絡調整、②防犯・防災、③環境・美化、④保健・福祉など多岐にわたっています。これらのことが自治会において行われ、その地域の「安全・安心な街」、「住んで快適な街」、「健やかに暮せる街」などの街づくりに貢献することになります。

特に大規模災害が発生した時には、消防・警察・自衛隊・役所などの公助による救助は、それらの機関自体も被災し、更に道路等の損傷や障害物などにより辿り着くことが出来ないため、近隣の人達（共助）の助けが、つまりは共助の担い手としてのしっかりした自治会の存在が不可欠なのです。また、これからの超高齢社会の中で、高齢者世帯や一人暮らしの高齢者、認知症の方などの見守りも共助つまり民生委員と協力する自治会の活動無くしては困難です。ここに自治会の存在意義があるのです。

これらのことを実現するには、この地域に居住する全世帯が自治会に加入し、地域の構成員として、メリットを求めるだけでなく街づくりに応益の負担をして頂くことが肝要だと考えます。

しかしながら、前段で触れたように、当自治会、は任意加入制をとっている為、役員の担い手不足、加入者の減少、自治会活動を支援する体制の未成熟などの多くの問題を抱えており、前述したような自治会の存在意義を十分に果たしているとはいえません。

この自治会の存在意義を実現できるような今後の自治会のあり方を探るべく、課題を抽出し、解決策を導くため、自治会の加入、未加入を問わずこの地区居住の皆様に、意識調査を実施させて頂きたいと思っております。

ご多忙中恐れ入りますが、趣旨をご理解頂き、下記の意識調査の間へのご回答を宜しくお願ひします。

***提出期限：平成26年6月30日**

***提出(投函)先：以下に示す最寄りの組長宅に提出(投函)して下さい。**

1組池田組長宅(1-11-2)、2組加藤組長宅(1-12-6)、3組水谷組長宅(1-13-13)、
4・5組池田組長宅(1-14-2)、6・7組中村組長宅(1-18-9)、8組井澤組長宅(1-20-14)、
10組菊田組長宅(1-23-21)、11組高木組長宅(1-24-6)、12組北村組長宅(1-25-15)、
13組鈴木組長宅(1-26-11)、14組平野組長宅(1-27-20)、15組櫻井組長宅(1-28-1)、
16組有村組長宅(1-59-59)

***当該調査の問合せ先：日吉台一丁目自治会あり方検討部会**

町田 弘(1-24-4) Tel:090-8479-6145、村松 彰(1-27-13) Tel:090-8024-3415

意 識 調 査

● **回答者調査：該当箇所に○をつけて下さい。**

(世帯主ですか?) はい・いいえ

(性別は?) 男性・女性

(年齢は?) 20代・30代・40代・50代・60代・70代・80代以上

(職業の有無は?) あり・なし

(住居形態は?) 戸建(持家・賃貸)・集合住宅(持家・賃貸)

● **以下の設問への回答は、該当する番号に○をつけて下さい。**

問1. 当自治会に加入していますか。

1. 加入している。
2. 加入していたが、現在は退会している。
3. もともと加入していない。

***2又は3に○をつけられた方、該当する理由はどれですか(複数回答可)。**

その他の理由の方は、「5. その他理由」欄にその理由を記載下さい。

1. 自治会の必要性を感じない。
2. 自治会の役員になるのが負担である。
3. 自治会の組長になるのが負担である。
4. 会費が負担である。
5. その他理由：()

問2. 当自治会が現在展開している事業活動(主な事業活動(定期総会、役員会を除く)を下記に列挙しました)をご存知ですか。

- ・該当する事業活動はどれですか。
- ・また、その活動に該当する満足度はどれですか。

満足度〈1 満足、2 やや満足、3 やや不満、4 不満〉

1. 広報紙「自治会だより」の発行（毎月）： 1・2・3・4
2. 役所等からの配布物等の回覧（都度）： 1・2・3・4
3. 町内大掃除（年2回）： 1・2・3・4
4. 粗大ごみ収集（年2回）： 1・2・3・4
5. 防犯灯の維持管理： 1・2・3・4
6. グリーンベルトの枝切、樹木伐採： 1・2・3・4
7. 「ふれあいパーク」(平成25年11月)： 1・2・3・4
8. 防災食試食会（平成23、24年）： 1・2・3・4
9. こども会支援(資源回収、公園花植え等)： 1・2・3・4
10. ボランティアによる防犯パトロール支援： 1・2・3・4
11. ボランティアによるゴミ拾い支援（毎月）： 1. 2. 3. 4
12. ボランティアによる花植え支援（年2回）： 1・2・3・4
13. 日吉台地区活動支援： 1・2・3・4

(夏祭り/音楽祭/コミセン祭り/大通り草刈り/防犯ゼロ運動/ゴミゼロ運動等)

* 「4 不満」と答えた方は、該当する番号とその理由を記載下さい。

- (番号： /理由：)
(番号： /理由：)
(番号： /理由：)

問3. 当自治会では、早急に取り組むべき事業として、以下の事業を検討しています。

該当するご意見はどれですか。「そうは思わない」とされた方はその理由を記載下さい。また、他に取り組むべき事業があれば「3. その他の事業」の欄に記載下さい。

1. 自主防災組織の設置： 1. 検討すべきである 2. そうは思わない
(思わない理由：)
2. 高齢者(世帯)への支援活動： 1. 検討すべきである 2. そうは思わない
(思わない理由：)
3. その他事業： ()

問4. 当自治会では、自治会会則上で、「役員は各組より1名を推薦する。」と規定され、その推薦方法として各組では役員を順番に推薦する「輪番制」を採用しています。

「輪番制」は公平・平等の原則として一般的に広く採用されている仕組みですが、この制度は、役員を敬遠する方にとっては自治会員であることが重荷となってしまう、自治会の加入率そして円滑な自治会活動に多大なる影響を及ぼしています。

そこで役員推薦のあり方について該当するお考えはどれですか。(複数回答可)

1. 「輪番制」を規定しているわけではないので、各組が独自の方法で推薦すれば

良い。規定の変更は必要ない。

2. 会則の細則「役員の免除について」で役員免除を規定しているが、運用面で問題があるので、「輪番制」を運用し易くする為に、「家庭面、体力面による特別な事情」による免除規定を整備する。
3. 役員推薦制度を補完する制度として、役員不足や役員の負担軽減に対応する為に役員や事業ごとの支援者を公募する制度を新規に規定・採用する。

***該当する考えで2を選択した方にお伺いします。**

考慮すべき「家庭面、体力面による特別な事情」に該当すると思われるのはどれですか。(複数回答可)。その他にあれば、「4. その他事情」の欄に記載下さい。

1. 家族の構成員が長期にわたる疾病等の療養中である。
2. 家族の構成員に対する介護の負担が大きい。
3. 家族の構成員が高齢者である (例えば満 70 歳以上)。
4. その他事情 ()

***該当する考えで3を選択した方にお伺いします。**

応募されるとしたら該当する役割はどれですか。(複数回答可)

() 内の業務分類のうち該当するものにも○をつけて下さい (複数回答可)。

1. 役員 (1. 会長、2. 書記/広報、3. 総務/企画、4. 会計、5 防犯/防災
6. 環境美化、7. 福祉、8. 問わない)
2. 事業支援/ボランティア (1. 防犯/防災、2. 環境美化、3. 福祉、4. 問わない)
3. 応募しない (その理由:)

問5. 自治会費についてお伺いします。事業活動の充実にはそれ相当の費用が必要です。現在、一般会員は月額 350 円、特別会員は月額 1,000 円以上ですが、この会費について該当するお考えはどれですか。1、2、3 以外の意見がある方は「4. その他」の欄に記載下さい。

1. 現状のままでよい。(現在の会費の範囲内で効率的に運営して欲しい。)
2. ある程度の値上げはやむを得ない。(事業活動に相当する会費であれば、具体的に上げ幅を提示された時点で判断したい。)
3. 少しでも値下げして欲しい。(事業活動及び財政状況に見合った水準まで。)
4. その他 ()

問6. 最後に。 今後の自治会のあり方についてご意見があればご自由に記載下さい。

[
ご協力ありがとうございました。 以 上
]

自治会のあり方意識調査回答集計表 資料 2

平成26年8月27日

日頃、日吉台一丁目地区の街づくりに何かとご尽力頂き有難うございます。
 さて、6月に実施しました日吉台一丁目自治会のあり方意識調査にご協力を頂き重ねてお礼申し上げます。ご回答いただきました内容は以下のとおりです。今後の自治会のあり方を検討する上での大切な資料として活用させていただきます。引き続き日吉台一丁目地区の街づくり及び自治会の活動にご理解とご協力をお願い申し上げます。

日吉台一丁目自治会

	戸建て	集合住宅	特別会員	合計
会員数	195	55	14	264
配布数	250	185	0	435
会員回答数	108	0	0	108
非会員回答数	15	0	0	15
回答数	123	0	0	123
回答率	49.20%	0.00%	0.00%	28.28%
会員回答率	55.38%	0.00%	0.00%	43.20%

世帯主	はい	89	いいえ	29	未回答	5
性別	男	74	女	37	未回答	2
年齢	20代	1	30代	2	40代	16
	50代	25	60代	51	70代	23
	80代以上	3	未記入	2	計	123
職業	あり	59	なし	59	未記入	5
住居形態	戸建持家	112	戸建賃貸	5	戸建(未記入)	6

問1 当自治会に加入していますか。

問1 加入状況	加入	108	退会	10	未加入	5
---------	----	-----	----	----	-----	---

問1-2 自治会非加入の理由はどれですか。(複数回答可)

非加入の理由	必要を感じない	0	役員が負担	12	組長が負担	9
	会費が負担	2	その他	4		

問2 当自治会が現在展開している事業活動をご存知ですか。

事業活動を知っている。	広報紙	109	配布回覧	107	大掃除	113
	粗大ごみ	110	防犯灯	114	グリーンベルト	107
	バーベキュー	91	試食会	91	子供会	110
	パトロール	106	ゴミ拾い	111	花植え	105
	地区支援	106				

問2-2 当自治会が現在展開している事業活動の満足度はどれですか。

事業活動評価	満足	やや満足	やや不満	不満	未記入
1 広報紙	75	30	1	3	14

2 配布回覧	59	35	11	2	16
3 大掃除	70	32	6	5	10
4 粗大ごみ	67	35	8	0	13
5 防犯灯	82	27	4	1	9
6 グリーンベルト	43	39	14	11	16
7 バーベキュー	29	41	16	5	32
8 試食会	32	43	11	5	32
9 子供会	57	46	5	2	13
10 パトロール	64	38	3	1	17
11 ゴミ拾い	69	41	0	1	12
12 花植え	65	32	5	3	18
13 地区支援	44	40	15	7	17

問3 当自治会では、早急に取り組むべき事業として、以下の事業を検討しています。該当するご意見はどれですか。

自主防災組織の設置	検討すべき	76	思わない	21	未回答	11
高齢者支援への支援	検討すべき	77	思わない	12	未回答	19

問4 当自治会では、自治会会則上で、「役員は各組より1名を推薦する。」と規定され、その推薦方法として各組では役員を順番に推薦する「輪番制」を採用しています。この制度は、役員を敬遠する方にとっては自治会員であることが重荷となっており、自治会の加入率そして円滑な自治会活動に多大なる影響を及ぼしています。そこで役員推薦のあり方について該当するお考えはどれですか。（複数回答可）

役員の推薦方法	1 規定のまま	47	2 免除規定整備	59	3 公募制度	32
---------	---------	----	----------	----	--------	----

問4で2「免除規定整備」を選択した方へ、考慮すべき事情に該当すると思われるのはどれですか。

免除規定で考慮すべき事情	1 家族療養中	37	2 家族介護	31	3 家族高齢	39
	4 その他の事情	11				

問4で3「公募制度」を選択した方へ、応募されるとしたら該当する役割はどれですか。

役員	1 会長	4	2 書記/広報	1	3 総務/企画	2
	4 会計	1	5 防犯防災	6	6 環境美化	10
	7 福祉	4	8 問わない	8		
ボランティア	防犯防災	3	環境美化	7	福祉	3
	問わない	4				

問5 自治会費についてお伺いします。

自治会費 (一般会員月額350円、 特別会員月額1000円)	1 現状	66	2 値上げ止む無し	20	3 値下げ	20
	4 その他	5				

※各設問における記入欄については、別掲記入事項集計をご参照してください。

自治会のあり方意識調査回答（記入事項集計）

平成26年8月27日

○問1－自治会に加入していない理由（5 その他の理由）

- ・引っ越し予定があったため。引っ越しは延期になり現在に至っている。（退会・60代・男性）
- ・不在がちのため自治会活動に参加しづらい（退会・60代・男性）
- ・他の自治会に加入しており、今後も1丁目自治会に加入する予定はありません。（非会員・60代・男性）

○問2－事業活動不満の理由（1 広報紙「自治会便り」の発行）

- ・役員会会議録も回してほしい（退会・60代・男性）

○問2－事業活動不満の理由（2 役所からの配布物等の回覧）

- ・回覧の物品販売のリーフ、チラシを扱う事に疑問をもちます（60代・男性）
- ・IT時代に適した、広報の仕方を役所が工夫すべき。（退会・60代・男性）
- ・ほとんど見ない。（70代性別不詳）

○問2－事業活動不満の理由（3 町内大掃除）

- ・なぜ大通りの掃除に、商店会の人に参加しないのか？おかしい！（40代・男性）
- ・町内大掃除、年2回の場所を決めてやっているが、もう1回組だけの掃除・自宅回り道路の草取りなど組掃除を組入れれば、本当の近所の掃除が出来る。近所付き合いも増す。現行、歩いて自宅から離れた場所に行き掃除をする、公園・道路も必要ですが（50代・女性）
- ・高齢者世帯も増え協力できない人、仕事の都合で参加できない等 参加者の不公平さにもなる。今回（6月9日は暑く体調をくずすなど心配もあった。業者に委託するか参加された方に日当を支払うなど考えた方が良いのでは。（60代・男性）

○問2－事業活動不満の理由（4粗大ごみ収集）

- ・なにせ役員・組長以外の方は参加しづらい環境。近所付き合いの苦手な人はつきあいづらい！いかに誰でも参加しやすい環境作りを願います。（40代・男性）
- ・2ヶ月に1回くらいお願いしたい。（50代・男性）
- ・粗大ごみ回収回数を増す（60代・男性）

○問2－事業活動不満の理由（5防犯灯の維持管理）

- ・行政で費用負担している自治体がある（60代・男性）

○問2－事業活動不満の理由（6グリーンベルトの枝きり、樹木伐採）

- ・グリーンベルトに樹木はいらない（費用の無駄）防犯上問題あり。（40代・男性）
- ・管理がなされていない。（50代・男性）
- ・希望ではなく、計画的に実施した方がよいのでは。（50代・男性）
- ・希望する場合のみの対応となっているが、枝きり・伐採の意見が合致しない場合もあるので、大木に関しては定期的に枝きりをして頂きたい。先日テレビで幹の空洞化が原因で倒木が増えていると放映されていた。家屋や庭に倒木で被害を受けた場合は、どこが補償をしてくれるのだろうか。日当たりや防犯の事も含め、家と家の間に大木は適さないと思う、高さ制限を設けるべきではないだろうか。（50代・男性）
- ・はっきりとしたルールがわからない。個対応の申し出方法は、申し出しなく、家族で対応している。以前そうして下さったようにあらかじめ案内と希望部分へのテープ巻きなど、不公平のない全体対応を希望する。（50代・女性）
- ・ある程度の統一基準があった方がよい。高さ基準など（樹木の高さ制限）（60代・男性）
- ・グリーンベルトに面している家で草むしり等しなくてはならず肉体的にも負担。（60代・男性）

- ・グリーンベルトは防犯、防災など避難通路なので、大きい木などは、伐採してほしい。市の土地なので、私物化はやめて大震災の後は良く考えて欲しいです。(60代・女性)

○問2－事業活動不満の理由（7ふれあいバーベキュー）

- ・準備にかかる負担大、内容を見直して欲しい。(50代・男性)
- ・不要(50代・男性)
- ・一部の人だけではなく、もっと大ぜいの自治会員に声かけをして参加できるやり方を考えてほしいと思います。(60代・男性)
- ・都合悪く不参加だったので、よく理解できない。(70代・女性)

○問2－事業活動不満の理由（8防災食試食会）

- ・不要(50代・男性)
- ・一部の人だけではなく、もっと大ぜいの自治会員に声かけをして参加できるやり方を考えてほしいと思います。(60代・男性)
- ・都合悪く不参加だったので、よく理解できない。(70代・女性)

○問2－事業活動不満の理由（10ボランティアによる防犯パトロール支援）

- ・ボランティアの方は大変かもしれませんが、どうせやるならもう少し回数を増やした方が良いのではと思います。(50代・女性)
- ・ボランティアなのでご苦勞様。(70代性別不詳)

○問2－事業活動不満の理由（11ボランティアによるゴミ拾い支援）

- ・ボランティアなのでご苦勞様。(70代性別不詳)

○問2－事業活動不満の理由（12ボランティアによる花植え支援）

- ・花を植えるだけでなく、その後の管理もしてほしい(水やり、枯れ花取り、雑

草取りなど) (60代・女性)

- ・花植えは良い事ですが植えっぱなしの感じです。公園の斜面は土がくずれているのでお花より斜面の補修の方が必要ではないでしょうか。(60代・男性)
- ・ボランティアなのでご苦労様。(70代性別不詳)

○問2－事業活動不満の理由(13日吉台地区活動支援)

- ・夏祭り、自治会費の出す額が多い、一部の地域の為の夏祭り。(50代・男性)
- ・夏祭り本当に必要でしょうか。誰のために。(60代・男性)
- ・夏祭りに一律でお金が出ていますが、抽選会場に出向けない高齢者世帯もいるので、方法を考えて欲しい。(60代・男性)
- ・夏祭りが年々派手になり、お金がかかりすぎのように思います。神輿の担ぎ手が不足して、他の地域から来てもらう事など、ムダと思える事を見直して、ほしいと思います。(60代・女性)
- ・本来なら市がやるべきところ住民に押し付けている。(70代・男性)

○問3－1(自主防災組織の設置)

- ・会員の負担が増える。実際、いざ災害時に何が出来るのか?(40代・男性)
- ・自治会の負担増(40代・男性)
- ・現以上の組織が組めるのか。現組織内の活動に含ませる案はどうか。(50代・女性)
- ・今のままで良い。(50代・女性)
- ・会長さんを中心に備蓄品の管理等問題なく。また年に一度の避難訓練を行っているので現状維持でよろしいと思います。(50代・男性)
- ・防災の起因は多岐にわたります。其々の家庭で状況に合わせた対応が大切だと思います。(60代・男性)

練

- ・防災の必要性の検証が先（60代・男性）。
- ・自治体にまかせるべき。（60代・男性）
- ・忙しくて参加しづらい。個人ボランティアでは限界あり。（60代・男性）
- ・これ以上自治会の仕事を増やすのであれば負担感がある。（60代・女性）
- ・設置の内容がわからないので意見のしようがない。（60代・女性）
- ・自主ではあるが、結局は自治会員への強制につながるのではないだろうか。（60代・男性）
- ・組織を設置しても多分非協力者が多く活動は困難。（60代・男性）
- ・自治会すら参加者が少ないのに防災組織など無理と思うから（60代・男性）
- ・今ある組織以上の拡大は、必要としない。（70代・男性）

○問3-2（高齢者への支援活動）

- ・高齢者世帯だけではなく、子供会を含む若い世帯への支援も同じように必要である。（40代・男性）
- ・自治会の負担増（40代・男性）
- ・民生委員の方が行っているので、特に組織だててやる必要はないと思います。（50代・男性）
- ・現状で十分。（60代・男性）
- ・行政やボランティアの仕事だと思う。（60代・男性）
- ・忙しくて参加しづらい。個人ボランティアでは限界あり。（60代・男性）
- ・これ以上自治会の仕事を増やすのであれば負担感がある。（60代・女性）
- ・自治会が主体と言うよりは、市の支援活動に協力する形の方が本筋と思う。（60代・男性）

・不要（60代・男性）

・自治会として一体どこまでの支援を言うのか。（70代・男性）

○問3-3（その他の事業）

・自治会費ゼロ、ボランティアでの活動を考えて！（40代・男性）

・市の担当であれば、市への働きかけを。公園の枝切・樹木の伐採、緑道の樹木の枝切・伐採の回数増。（悪物の物かけ、鳥の集中を防ぐ）（50代・女性）

・町内をきれいにする事で、他の事業も自然発生的に生まれてくると思います。（60代・男性）

・早急と言うわけではないが「子供を取り込んだ事業」。親に自治会への関心を向けさせる為。（60代・男性）

・防犯カメラの設置。（退会・60代・男性）

○問4 考慮すべき4その他事情

・子供が小さい。他に学校の役員をやっている。（30代・女性）

・各世帯の事情を考慮していれば、役員のなり手がなくなる。（40代・男性）

・結局、みんな役員をしたくないので、免除規定に同意で何を決めても同じと思う。（40代・男性）

・次期役員の選出が前役員の大きな仕事として増えてしまう。幼稚園や小学校のPTAなども、前任者が後任を探すのに苦労している。（40代・男性）

・シフト制業務の為活動できない。（60代・男性）

・役員の実際の活動が日曜日に集中しているので、日曜日に参加できない場合がある。（60代・男性）

・一人世帯で出張が多く留守がち（退会・60代・男性）

- ・親族の療養、介護も含む。(70代・男性)
- ・加齢に伴い、出来ない事が増加して来る。(70代・女性)
- ・高齢単身者にあっては、自治会活動に参加している余裕がない。(70代・男性)

※ 問の文、「役員は各組1名を推薦する。」について、「私は旧6組ですが、輪番制ができなければ、その組から役員、組長を推薦すべきでない。」・選択肢1の問の文中、「既定の変更は必要ない。」について、欄外に、「必要である。」(70代性別不詳)

○問4 応募しない理由

- ・自治会活動への認識不足。役所（行政）と自治会との役割についての理解不足 (60代・男性)
- ・70未満でも障害者の為 (60代・男性)
- ・一人暮らしそして障害者なので (60代・男性)
- ・動けない。一緒に行動するのは無理と思う。(70代・女性)

○問5-4 (自治会費について)

- ・繰越金を有効に活用して会費を変更することも必要。(40代・男性)
- ・経費はいくらでも削減できると思います。(40代・男性)
- ・役員やボランティアを行わない代わりに会費を余分に支払う制度を導入したらどうか。例 役員を行う→350円 役員を行わない→1000円プラスの750円は、役員の公募や、ボランティア募金の費用、他業者への依頼費用に充てる。(40代・男性)
- ・上限は現行で年度決算により、多少の上げ下げをするにより、会員が自治会の活動にもっと興味を持ち、年度担当も（大変だが）達成感がでる・・・かもしれません。(50代・女性)
- ・事業活動のPDCAを徹底し、その結果に見合った水準にして欲しい。(60代・男性)

- ・会員・非会員間の差が無いのは変。非会員でも日常生活に不便さがない。(60代・男性)
- ・自治会活動に過不足ない会費でよい(60代・男性)
- ・現状で不足しているのであれば、値上げはやむを得ないかもしれないが…。(70代・女性)

○問6 (今後の自治会のあり方について)

- ・負担は最小限に、必要な事に絞ってやるのが大事だと思います。個人情報の問題もあるが、周囲にどんな家族構成で生活しているのかわからない。ベーシックな情報がないので、会ってもどこの人なのかわからないことが多い。そういうことから変えないと地域のつながりと言われてもピンとこないです。(非会員・30代・男性)
- ・役員の仕事は以前より多くなってきているように思います。が、規定はしっかり決めない方が良くと思います。本当に大変な人は、役員が回ってきた時にその組の方をお願いして、次期にしてもらっているのではないかと思います。その年の役員の構成で無理なく出来る範囲で出来る事をする方が、それにプラスして支援していただける方がいたらありがたくお手伝いしていただくのが良いかと思えます。(40代・女性)
- ・要するに、ご近所づきあいをうとましいと考える住民が増えたので、こうした活動が下火になっていく。個々の考え方を改めてほしい。若い世代でも子供会活動に加入しない住民が多いので、こうした流れは仕方ないかもしれないが(40代・男性)
- ・役員の仕事はボランティアなので、そういう気持ちがないと参加はなかなか難しいのでは。今後増々自治会員は減り、活動は一部の人で担っていくと思います。少しずつ役員の仕事が減らしていく。役員の仕事は大変じゃないということをご皆さんに理解してもらう必要があるのではないのでしょうか。(40代・女性)
- ・無理に出来ない事はやらない。やるなら会員が納得いくまでやる。中途半端なことはやらないでほしい。(40代・男性)
- ・自治会の活動は必要です。全員加入を進めるためには、役員の手軽負担を進めて頂きたい。(40代・男性)
- ・役員になると会社勤めの方は、年休までとってイベントに参加している人がいた。(土日が休みでない会社がたくさんあるため) その部分を負担のないようにしてほしい。(非会員・50代・男性)

- ・自治会の底力によって、皆の生活が快適で守られていると思います。自治会のおかげで安心して過ごしていられます。有難う御座います。(50代・女性)
- ・活動している組会員がほぼ高齢者だと思うので、負担は最小限にして欲しいです。(50代・女性)
- ・負担の少ない自治会にしてほしい。(50代・男性)
- ・役員の中でも、会長は誰もが出来るとは思わないので、推薦制度でお願いしたい。(50代・女性)
- ・何処の家庭でも、忙しく時間の余裕は少ないと思いますが。せめて各ブロックの人達の交流があれば、何かの時に役立つ事と思います。同じブロックでも話をした事も無ければ顔も知らない人がいるのは寂しいですね。そこから絆が生まれるでしょう。(50代・女性)
- ・定例役員会は月1回とはいえ、結構負担でした。せめて2ヶ月に1回という訳には行かないでしょうか。(日曜日の夕方6時からという日時のせいもあるかもしれませんが) (50代・女性)
- ・今回のように、自治会の問題・身近な問題に対して広く意見を聞く工夫をして欲しい。(50代・男性)
- ・自治会員の中で、実際に役員・組長が出来る方が、現在どのくらい住んでいるか。一度全体を調査した方がよいと思われます。(50代・男性)
- ・ある程度の報酬を出しても、役員希望者を募り、何年でも行っていただく方法もありではないでしょうか。地域の為力になり、やりがえを感じ多少の報酬でも受けていただける人がいらっしゃるのではないのでしょうか。(50代・男性)
- ・加入者の減少は止めを得ないという考え方を変更して、持家全員加入を原則にしては。会費を値下げしてでも、強制会員にしないで、地域を良くしようとは思われないのでは？公平ではないのでは？別地域の自治会〔例〕掃除自宅回りの公道草取り、80歳以上の方も家族だれか1名出席して美化の意識をもって全世帯参加してます。(50代・女性)
- ・役員になられる方々の負担を少しでも減らしてほしい。(60代・男性)

- ・少しでも地域のコミュニケーションを図る目的で、例えば、パークゴルフなど、高齢者の多くが参加できる場を作る事も、自治会を拡大する上で大切なことと思います。ゴルフでは参加者が限られてしまいます。(60代・男性)
- ・他の地域の活動や運営方法などを調査して、より良い方法を取り入れる事も必要ではないだろうか。(60代・男性)
- ・多くの方が会長等の役職を経験した方が良いと思う。(60代・男性)
- ・できるだけ役員を少なくして、出来る方が役員をして欲しい。(60代・男性)
- ・簡単に脱会を認めることで加入率が極めて低い現状はおかしい。地域の防災を進めるためにも全世帯参加できる方法を検討すべきと思う。自治会費からいろいろな寄付金を出している事も知らない人もいる。不公平である。管理組合に入っているのと自治会とを勘違いしている人もいるのでは。(60代・男性)
- ・役員になり手がなくなってきているので、ふさわしい人は続けていってもら制度があって良い。(特にリタイアした人は最適) (60代・男性)
- ・今後各世帯が高齢化していくので、このことを踏まえて自治会活動に参加できる範囲も限られてくると思います。若い世帯も共働き等で多忙になり、自治体との連携等、又、外部業者等への委託も検討する必要性が増加していくこともやむを得ないのでは？と思います。(60代・男性)
- ・出来るだけみんなで協力するという意識でやっていければいいと思います。よろしくお願いします。(60代・男性)
- ・どのような自治会を私達は望み、創ろうとしているのか、住民のニーズは何なのか、役員会、組会を通じて良く話し合っ欲しいと思います。(60代・男性)
- ・自治会の廃止を希望する。自治体、コミセンの業務とすべきである。(60代・男性)
- ・防災・防犯、高齢者支援活動は今後はずせない活動と考えますが、現状の自治会活動の中で省けるものを洗い出して、役員の負担を軽減しないと担い手は減り続けると思う。(60代・女性)

- ・役員になり、あまりの集まりの多さにびっくりしています。ものすごく負担に感じます。(60代・女性)
- ・自治会を脱会する人が増えていると聞きますが、役員のあり方も考えていかななくては思います。又、会長に人気は2年で良いと思います。(60代・男性)
- ・粗大ゴミ収集の時に自治会に入っていない方も粗大ゴミを出しているのはとても不満に思います。非自治会員の方は粗大ゴミは出せないよう考えてほしいと思います。又、年2回の町内清掃にも、住民の役割として非加入の方にも、参加を呼び掛けて頂きたいです。(60代・女性)
- ・問4に関して、日吉台全体で行う各事業が高齢化に伴って加重負担となっていないか？多くの方が役員をやってもよいと思う事業へ整理する必要があると思う。自治会費の支出先の比率を見れば分かりやすい。夏祭りがその典型と思う。(サークルなど好きな方々が集い準備すれば良い)(60代・男性)
- ・会長を換えた方が良い(60代・男性)
- ・今後中心となるべき30代～50代の現役世代と退職された世代との融合がキーとなると思いますので、その為の施策を打ち出してほしいと思います。(難しいですが)(60代・男性)
- ・町内大掃除の際には非自治会員の方達にも声かけをして参加を即しても良いのでは(60代・女性)
- ・道路を車庫代わりにしている違法な青空駐車を取り締まる。ペットがふん尿をところ構わずさせることを禁止し、公園等にペット用トイレエリアを設ける。以上のような住民が個別に困っていることに自治会がしっかり取り組んでほしい。(退会・60代・男性)
- ・お疲れ様です(退会・60代・男性)
- ・自治会活動には感謝しておりますが、一人住まいで仕事をしており、自治会活動の(役員・組長)が大きな負担となり、再加入する気にはなりません(退会・60代・男性)
- ・いつもお骨折りありがとうございます。(退会・70代・男性)
- ・①公園内に防犯対策として監視カメラを設置して欲しい。②高齢者世帯のグリ

- ーベルトの草取りについて、何らかの支援が必要と思う。(70代・男性)
- ・自治会は、あくまで住民の自由意思よるもので市や一部の組織の導きの力でやるものではないと思います。(70代・男性)
- ・祭りなどにお金を使いすぎ。・災害時の井戸を掘ったりしてほしい。(70代女性)
- ・お世話になります。感謝するのみ。(70代男性)
- ・全員参加型、活動可能な人が、役員組長となり、困難な人を支援する。」(70代・男性)
- ・自治会は、とても大切な事で必要な事と思っております。但し大きくすると負担も多くなり困ります。現状のまま続くと良いです。(70代・男性)
- ・特にありません。日頃、役員の方々にはご苦勞をおかけしております。今後とも宜しくお願い申し上げます。(70代・男性)
- ・①思い切って、非会員のみ集合してもらい、腹藏なく「気持ち」を聴き取り、活性化の参考にする。非会員も応分の出費をしてもらう…など。②自治会、街の歴史を DVD に収録し、これから役員になる若い層の参考してもらう。(70代・男性)
- ・回覧板を回す頻度を少なくしてください。(年代性別不詳)

※別紙でいただいた意見書（世帯主・年齢・性別・職業記入なし、戸建て、自治会加入している。会費値下げ100円/月と記入している。）

- まず、検討部会のメンバーの選出は、公選されていないことで検討内容の偏りが懸念される。その点を回避すべく今回の調査があっても、アンケート結果に公正感が保たれない。
- 労力と金銭の使途への疑問が拭えないことでの自治会への不信感がある。
 - ・防犯活動を行っているとはいえ、ゴルフ仲間など特定の集まりに対する助成金に理解が苦しむ。防犯活動を行うのであれば防犯活動に限定した組織として活動すべきであり、また、助成金の具体的な使途が公表されていないことから、ゴルフ仲間同士の飲食に使われていると誤解を生む。
 - ・子供会や福祉関連への助成金も同様で、特定の集団に対するものであり公平性に欠けている。子供会は、会費内での活動に限定し、意思のある方は子

供会独自の廃品回収で協力すればよい。

福祉関連（高齢者支援など）は、公的な介護保険の枠組みにおける行政の活動に止めないと、特に高齢者の増加が見込まれている1丁目自治会での意義が今以上に不透明になる。一層、子供会や老人会を一つの組織にして老若男女の関わりができる発想も必要です。

- ・グリーンベルトの管理は、助成金を代償に自治会で請け負う必要はなく、行政に戻すことで、負担をなくすべき。伐採用具の維持管理費や用具を扱う方が居なくなった時のことまで考えておくべきである。

公園の草刈も同様で、特定の方が行って頂けるまでは伸び放題、であれば必要な時に行政にやって頂いた方が良いのではないのでしょうか。

- ・分別ごみの札掛けの活動も、「何週目は何が出せるのか」は個人のスケジュール管理の問題であり、ましてや自治会員以外の方々もゴミを出していることを考えれば、行政の美化維持の活動に切り替えるべきである。行政が市税に対する責任を全うしていない。

また、「いつでも誰でもどこのゴミポストにでもゴミが出せる」状況を「特定の時間に公園に限り、出せる」というような工夫が必要である。

但し、高齢者への配慮は必要で、例えば、ゴミ出しが出来ない方に限り、家の前に置いてもらい、係の方が回収するとかの方法もあるのではないのでしょうか。

- ・粗大ごみ回収も引越荷物の廃材出し等、本来の目的の域を超えた利用が見受けられるし、1回、数万円ものトラックの費用を掛けているようなので、このてんにかんしても自治会費の利用の仕方に公平性が無く改善すべきです。例えば、出した家庭からは一律に100円、家具等大きな廃材は200円を負担頂くなどです。

○自治会活動で地域を良くしていこうという姿勢は理解できますが、そのために作業を増やす、役割を増やす、費用を増やす、ということではないことはご理解を頂くべきです。住民に意見を問うのであれば、体感できる市税の使い方として行政への意見を問うことが先ではないのでしょうか。また、果たして自治会組織・役員は信任されているのでしょうか。やり手がいないから継続されているのでしょうか。

厳しい言い方かもしれませんが、自治会自体の合併や自治体が存在ありきであるならば運営母体を行政に託すことも考えるべきです。

日吉台1丁目自治会課題検討票

資料4

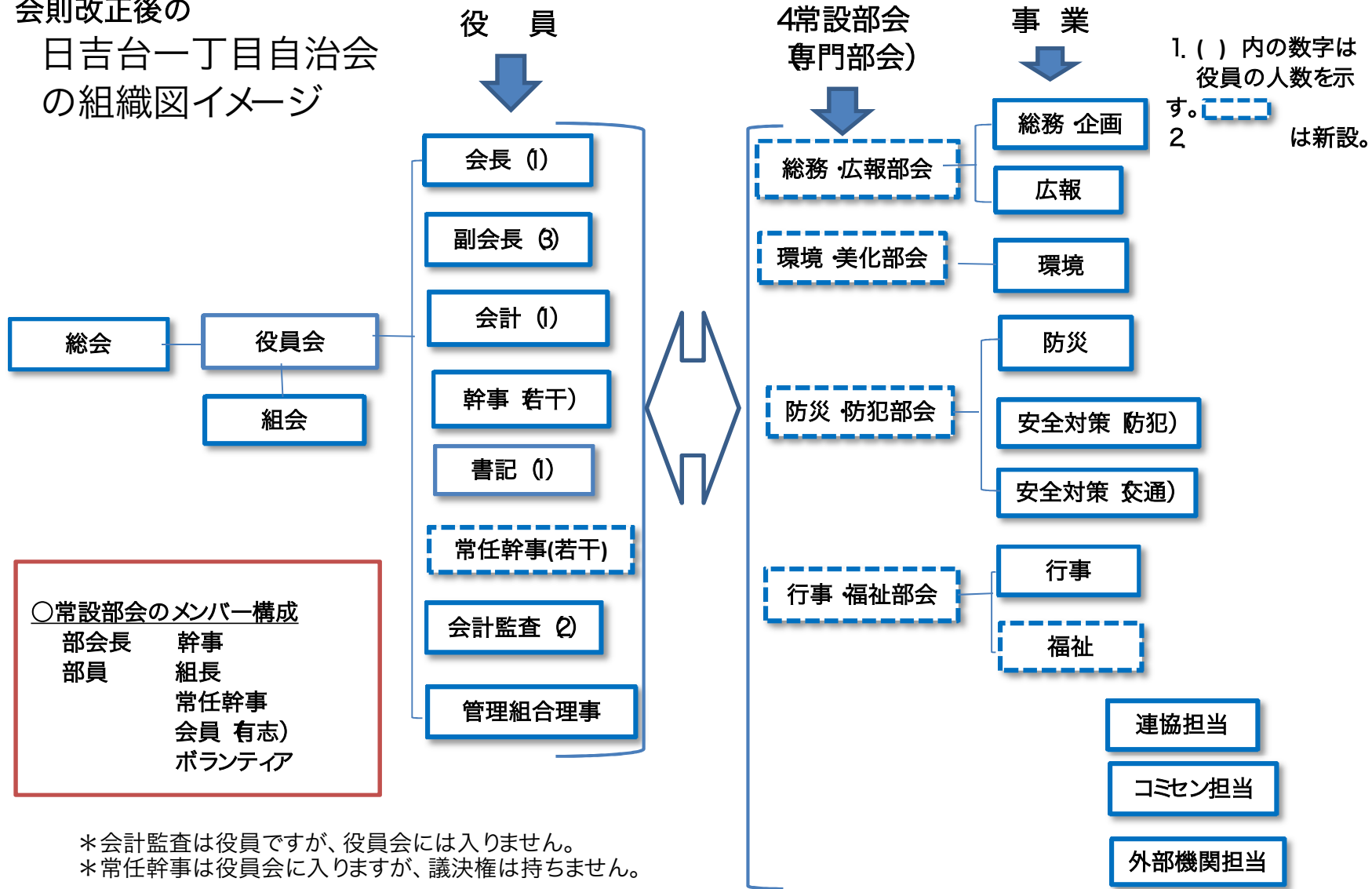
現状	解決の方向性	解決案
<p>役員の任期が1年で担当業務のノウハウがなく、慣れてきたころには交替となるため、活動が前例踏襲の範囲に留まり、課題解決や効率的な事業運営が難しくなっている。</p>	<p>役員の補佐・支援・アドバイスなど補完的役割を担う体制の確立</p>	<p>(1) 役員体制（組選出役員）を補完する、常任幹事を設ける。 (2) 常任幹事は役員会が役員経験者等から推薦し、本人了解の上決定し、総会の承認を得る。 (3) 任期及び定数は設けない。但し、役員会が不相当と認める場合は解任できる。 (4) 任務は役員の補完的役割とし役員会における議決権は有しない。</p>
<p>担当役員の下に実行部隊となる人がいないため業務が負担となっている。</p>	<p>自治会活動の実行部隊の設立</p>	<p>(1) 専門部会に以下の4つの常設部会を設ける。 ①総務・広報部会②環境・美化部会 ③防災・防犯部会④行事・福祉部会 (2) 各部会の部長は役員が担当する。 (3) 部員は組長及び会員の希望者(ボランティア)等で構成する。 (4) 任期は、部長・組長はその任期とする。希望者は任期を設けない。</p>
<p>役員間の担当業務により、負担の格差がある。</p>	<p>役員の担当業務の格差是正</p>	<p>(1) 現役員で業務量の把握を行い次年度に向けて調整をする。</p>
<p>組長が組員を集めて組会を開くノウハウや会場もないため、合同組会以外は開催されず組のコミュニケーションが充分でないところがある。</p>	<p>組会の強化及び活性化</p>	<p>(1) 役員等が組会へ参加し運営のサポートをする。 (2) 町内清掃の後やふれあいデーなどの機会を捉えて組単位で開催するなど工夫する。</p>
<p>役員の選出が組と会員からの二通りのため、2人の役員を選出している組がある。また、役員の免除は役員会への申し出となっているが、申し出者の状況は組会の方が知っていると思われる。</p>	<p>役員の選出及び免除を組会に統一</p>	<p>(1) 細則変更を行い、役員の選出及び免除は組会に統一する。 (2) 役員への公募や推薦があった場合も組会に諮り役員会へ推薦する。</p>

常設部会体制イメージ

資料5

部会名	メンバー構成	担当業務
総務・広報	部長 幹事 部員 組長 常任幹事 会員（有志）	① 庶務全般 ② 自治会だよりの発行 ③ 回覧物の組長への配布 ④ 組会の支援 ⑤ 他の部会に属さない業務
行事・福祉	部長 幹事 部員 組長 常任幹事 会員（有志）	① ふれあいデーの企画運営 ② 日吉台夏祭り ③ 福祉的事業（？今後検討） ④ 保健推進委員
環境・美化	部長 幹事 部員 組長 常任幹事 会員（有志） ボランティア	① 町内大掃除の企画運営 ② 粗大ごみ回収 ③ 町内ゴミ拾い ④ 日吉台共有施設管理組合 ⑤ グリーンベルト委員 ⑥ 環境美化推進委員 ⑦ 花植え
防災・防犯	部長 幹事 部員 組長 常任幹事 会員（有志） ボランティア	① 防犯パトロール ② 日吉台地区防犯連合会 ③ 日吉台小学校区防災連合会 ④ 防災訓練の企画運営 ⑤ 災害時要援護者の把握 ⑥ 防災資器材の管理 ⑦ 防災意識の啓蒙

会則改正後の
日吉台一丁目自治会
の組織図イメージ



日吉台 1 丁目自治会会則及び細則改正理由

会則

改正箇所	改正理由
(事業) 第 5 条 (4) 追加挿入	自治会の事業に防災、防犯を追加する。
(役員) 第 6 条 (6) 追加挿入	組選出役員の事業執行を支援する常任幹事を新たに設ける。
(役員を選出) 第 7 条 2 一部削除 3 追加 4 2 から独立	2 項の一部削除は、会計監査を 4 項に独立させ明確化する。また、2 項の例外を削除する。 3 項は、常任幹事の推薦を定める。 4 項は、会計監査を独立させる。
(役員の任期) 第 8 条 2 追加挿入 3 追加挿入	2 項は、常任幹事の任期を特に定めない。 3 項は、会計幹事の任期を明確化する。
(役員の仕事) 第 9 条 (6) 追加挿入	常任幹事の仕事を定める。
(外部機関への委員選出) 第 10 条 新設	外部機関への委員選任について選出方法を定める。
(役員会) 第 13 条 1 項 但し書き追加	常任幹事の役員会に於ける議決権を制限する。
(専門部会) 第 15 条 1 項 追加挿入	事業を実施する常設部会を設置する。
(会計) 第 16 条 5 一部追加	防犯灯維持管理費に防災対策費を追加する。 1 世帯当たり月額 100 円は据え置く。
(災害時対応) 第 17 条 新設	災害時に自治会全体が自主防災組織として活動することを規定する。

細則（参考）

	改正理由
VI 一部追加	VIは、組長を加える。
1 一部追加	1は、会員の応分負担原則を明確化、役員及び組長の免除は組会への申し出に統一する。
(2) 追加	(2)は、免除要件の追加をする。
(3) 年齢繰下げ	(3)は、超高齢社会への対応を図る。
(5)(6) 追加	(5)は、免除要件の追加をする。
2 削除	(6)は、免除要件の追加をする。
3 一部削除・追加	2は、1に一本化する。
	3は、免除承認の決定は組会とする。

※条文及び項番等は追加挿入があった場合は、以降を繰り下げることとする。

日吉台1丁目自治会会則（改正版）

（名称）

第1条 本会は、日吉台1丁目自治会と称する。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、会長宅におく。

（会員）

第3条 本会の会員は、次の会員によって構成する。

- （1）一般会員 地区内に居住し、又は地区内に不動産を有する者で、入会の意志があり、役員会の承認を得た者。
- （2）特別会員 地区内に商店または事務所を営み、特別会員として入会の意志があり、役員会の承認を得た者。

（目的）

第4条 本会は、会員相互の互助、親睦を図るとともに、公共の福祉と地域の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- （1）会員相互の互助、親睦に関する事。
- （2）会員の福祉および文化の向上に関する事。
- （3）地域環境の整備および浄化の促進に関する事。
- （4）防災、防犯に関する事。
- （5）市町村や他の自治会など外部機関との意思疎通に関する事。
- （6）その他、本会が必要と認める事。

（役員）

第6条 本会には、次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 3名
- （3）会計 1名
- （4）幹事 若干名
- （5）書記 1名（副会長のうち1名が兼ねる）
- （6）常任幹事 若干名
- （7）会計監査 2名
- （8）管理組合理事 2名

（役員を選出）

第7条 役員は各組より1名を推薦する。

- 2 役員を担当については、役員会に於いて前項により推薦された役員から選出される。ただし、常任幹事及び会計監査は除く。
- 3 常任幹事は、役員会において推薦の上選出される。
- 4 会計監査は、前年及び前前年の会計幹事が選出される。
- 5 いずれの役員も総会の承認を得ることとする。

（役員任期）

第8条 役員任期は1年とするが、再任を妨げない。また、次年度の役員が選出

されるまでは、その任務を遂行しなければならない。

2 常任幹事の任期は特に定めない。

3 会計監査の任期は2年とする。

4 役員に欠員が生じたときは、役員会の推薦によりこれを補完する。
この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。

(3) 書記は、本会の議事録の作成および広報活動をおこなう。

(4) 会計は、本会の会計処理をおこなう。

(5) 幹事は、総務・事業を担当し、必要な活動を計画実行する。

(6) 常任幹事は、幹事の事業執行を支援する。

(7) 会計監査は、本会の会計を監査し、決算に承認を与える。

(外部機関への委員選出)

第10条 外部機関から委員の派遣を要請された場合は、役員会において、役員及び会員の中から選出される。

(会の運営)

第11条 本会を運営するために、次の機関を置く。

(1) 総会 (2) 役員会 (3) 組会 (4) 専門部会

(総会)

第12条 総会は、全会員をもって構成し、会長がこれを招集する。

2 定期総会は、年1回、年度末から1ヶ月以内におこなう。

3 臨時総会は、役員会が必要と認めるか、全会員の2分の1以上の要求があったとき会長が招集する。

4 総会は、全会員の2分の1以上の出席(委任状を含む)を持って成立し、議決は出席者の2分の1をもって決める。ただし、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

5 役員を選出、会則の改廃、予算・決算の承認は、総会の議決を得なければならない。

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長、書記、会計、幹事、常任幹事をもって構成する。ただし、常任幹事は議決権を有しない。

2 会長は、毎月1回の定期役員会および必要に応じての臨時役員会を招集し、会の仕事および運営に関する事項を協議し決定する。

3 会長が必要と認めるときは、役員会に組長を招集し、組会の諸問題等の提出を求め、協議することができる。

4 会長が必要と認めるときは、役員会にアドバイザーを招集し、意見を求めることができる。

26年度議案書からの転記

(組 会)

- 第14条 組会は、組長が必要に応じ、組員を招集しておこなう。
- 2 組会は、自治会全体および組内の諸問題について意見交換の場とし、その内容は必要に応じて役員会に提出することができる。
- 3 合同組会は、全組の合同実施の組会とし、会長が必要と認めたとき及び、毎年原則として2月に組員を招集しておこなう。

(専門部会)

- 第15条 本会の事業を実施するために、次の常設部会を設置する。
- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 総務・広報部会 | (2) 行事・福祉部会 |
| (3) 環境・美化部会 | (4) 防災・防犯部会 |
- 2 会長は、本会の運営ならびに本会発展に必要と認めたときは、役員会の決定を経て専門部会を設けることができる。
- 3 専門部会には、複数の委員をおき、必要な任務を協議し活動する。
- 4 前年度の役員は、専門部会の活動を通じ、次年度の役員を支援することができる。

(会 計)

- 第16条 本会の会計は、自治会費を管理する一般会計と防犯灯維持管理費およびグリーンベルト維持管理費を管理する二つの特別会計からなる。
- なお、特別会計は必要に応じて総会の決議を経て設けることができる。各会計は、それぞれ独立した予算管理、収支管理を行い、会計間の資金流用は認めない。但し、予算執行上必要と認められる場合に限り、あらかじめ総会の決議を経て、一般会計の資金返済を条件に原則無利子にて特別会計へ一時的に貸付をすることができる。
- 2 本会の会計は、会費、寄付金、およびその他の収入をもってこれにあてる。
- 3 会員は、会費として1世帯当たり月額350円（一般会員）、1,000円以上（特別会員）を本会に納入する。
- 4 千葉県条例による区長報酬の用途は役員会において決定する。
- 5 居住者は、防犯灯維持管理費及び防災対策費として1世帯当たり月額100円を本会に納入する。
- 6 会計の会計年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(災害時対応)

- 第17条 大規模災害発生時には本自治会は、自主防災組織として活動する。

(細則の制定)

- 第18条 本会則に定めがない事項および本会の運営などに関する細則については、本会則の趣旨に反しない限り、役員会において協議し定めることができる。

日吉台 1 丁目自治会細則（改正案）参考

2014 年 4 月

I 弔慰について

- 1 会員及び同居家族（二親等以内）が死亡した時は、自治会より金 10,000 円の弔慰金をおくる。
- 2 葬儀などについては、当該組長及び組員並びに役員が可能な限り手伝う。

II グリーンベルト委員について

- 1 グリーンベルト委員は環境委員が兼務し、グリーンベルトを有する組の組長と協議の上、グリーンベルトの円滑な維持管理を図る。
- 2 自治会は、グリーンベルトの維持管理に関し、市の補助金の範囲内で整備について金銭的な補助を行う。

III 地域区分について

- 1 自治会の地域区分は、原則として同番地を 1 ブロックとし、「組」という名称を用いる。ただし、当分の間は、入居状況に応じて「組」の区分を流動的に行う。
- 2 次のブロックにより、18 組に区分する。

- 1 組 1～11 番地に居住する世帯（含む 9 組・22 番地に居住する世帯）
 - 2 組 12 番地に居住する世帯
 - 3 組 13 番地に居住する世帯
 - 4 組 14 番地に居住する世帯（含む 5 組・15 番地に居住する世帯）
 - 7 組 19 番地に居住する世帯（含む 6 組・18 番地に居住する世帯）
 - 8 組 20 番地に居住する世帯
 - 10 組 23 番地に居住する世帯
 - 11 組 24 番地に居住する世帯
 - 12 組 25 番地に居住する世帯
 - 13 組 26 番地に居住する世帯
 - 14 組 27 番地に居住する世帯
 - 15 組 28 番地に居住する世帯
 - 16 組 59 番地に居住する世帯
 - 17 組 グレージュ和光式番館に居住する世帯
 - 19 組 クレセント日吉台に居住する世帯
 - 21 組 第 2 A、B、三和コーポラスに居住する世帯
 - 22 組 天神ハイツに居住する世帯
 - 23 組 レオパレスミツハウス、レオパレスミツハウス ANNEX に居住する世帯
- 3 1 組（ブロック）の世帯数は原則として、20 戸を限度とし、その数を超えたときは、[組]の再編又は分割する。

IV 組長について

- 1 各組ごとに組長を置くが、必要に応じてその補佐を置く、その任期は、各組長並びに、補佐ともに1年とする。
- 2 組長には、各組の戸番の若番順になることを原則とするが、組員相互の話し合いにより、交代することができる。
- 3 組長は、会費の徴収、各世帯への連絡事項の伝達、組会の招集などをおこなう。
- 4 組長は、必要に応じ、組員を招集して組会をおこない、自治会全体および組間の諸問題について話し合う。
- 5 組長は、半年ごとに会費の徴収をおこない、徴収完了後ただちに会計役員にその会費を納入する。

V 日吉台地区防犯連合会加入について

- 1 平成16年4月1日より発足。運営委員として会長、副会長、防犯指導員2名協力者1～2名（会長は必ず運営委員就任の義務を負う。）
- 2 運営会議は原則として月1回開催する。
- 3 運営費として、年間 100円×世帯

VI 役員及び組長の免除について

- 1 会員は、自治会の円滑な運営のために役員、組長の職務を応分に負担することが大原則である。しかし、会員が、(1) から (6) の規定のいずれかに該当する場合であって、役員又は組長の職務を遂行することが困難である場合は、役員又は、組長の職務の免除を所属する組長に申し出ることができる。

(1) 会員（家族を含む）が、長期にわたる疾病等の療養中である場合。

(2) 会員の家族の中に要介護者がいる場合。

(3) 家族の構成員全員が満75歳以上である場合。

(4) 組長候補者が役員に選任された場合。

(5) 常任幹事に選任されている場合

(6) 外部機関の委員に選任されている場合。

~~2 役員職務免除は、役員会に申し出るものとし、また、組長の職務免除は、所属する組の組会に申し出るものとする。← 2項全文削除~~

- 2 前項の申し出を受けた（役員会または← 6文字削除）組長は、速やかに組会を開催し、（審議し← 3文字削除）、その申し出が（正当であると認められた← 11文字削除）前項の要件に該当する場合は、それを承認（しなければならぬ← 9文字削除）することができる。

以上

付則

- 1 平成21年12月19日 一部改正
- 2 平成25年11月 3日 一部改正

日吉台1丁目自治会自主防災組織の考え方

- 1 大規模災害（大地震）発生時には、警察・消防・自衛隊などの公的機関も被災し、更に道路等の損傷や渋滞により、一刻を争う救出・救助が困難な状況となります。いつ起きてもおかしくない大規模災害に備えて、自治会の事業に防災活動の機能を加え、いざという時に円滑に活動できる体制を整備します。
- 2 平常時には、自治会の防犯・防災部会が中心となり、①防災訓練、②災害時要援護者の把握、③防災資器材の調達・管理、④防災意識の啓蒙などを行います。大規模災害発生時には、自治会組織がそのまま自主防災組織の体制となり、発生から6（12）時間程度の初動対応として、①安否確認、②救出・救護、③初期消火（延焼防止）、④災害時要援護者の支援、⑤被災状況の把握、⑥市及び日吉台小学校区防災連合会への報告などを行います。その後は、日吉台小学校区防災連合会に協力し開設される避難所の運営や家屋の損壊で居住出来なくなった家を中心に防犯パトロールにより、空き巣被害の防止を図ります。
- 3 このように平常時は自治会の一活動として、大規模災害発生時は自治会そのものが、自主防災組織として円滑に活動できる体制を整備するもので、新たに別組織を設立するものではありません。アンケート調査でのご意見を踏まえて、必要最小限の活動に限定した体制にすることで負担の軽減を図りたいと考えています。
- 4 この防災に関する経費は、①防災資器材等の購入費、②防災訓練関係費、③要援護者把握・防災意識啓蒙等事務経費、④日吉台小学校区防災連合会分担金が考えられます。これらの財源については、①防災資器材等購入費（初年度）は自治会繰越金、②～④の経常経費（ランニングコスト）は、1丁目居住者世帯から徴収している防犯灯維持管理費月1000円の内、200円を充てることで運営が可能と考えられます。よって、自主防災組織は自治会と表裏一体のものですが、活動範囲は1丁目地域全体とし、非自治会員の方も防災訓練や大規模災害発生時には協力し活動することにしたいと考えます。
- 5 自主防災組織としての規約は別途設ける。この場合は総会に諮る必要があると思われます。又は、自主防災活動体制細則を役員会の決定で設ける方法もあるのかと思います。